

第5章

やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり

- ① 地域福祉システムの充実
- ② 子育て環境の整備
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 障害者福祉の推進
- ⑤ 健康づくりの推進
- ⑥ 地域医療体制の充実

第5章

地域福祉システムの充実

1

誰もが地域で共に支え合いながら安心して暮らすことができるように、地域福祉を推進する組織の充実、住民等による福祉活動の促進、活動拠点の整備など、地域力の向上を推進します。

現状と課題

地域には、障害の有無や年齢・性別・国籍にかかわらず、すべての人が、安心して充実した生活が送れる環境づくりが必要です。

しかし、現状では、子育てや子どもの育成、高齢者・障害者の生活支援、健康づくりなど多様化する地域の生活課題を、人々が手を携えて地域で解決できるような仕組みが十分に整っているとはいえません。地域福祉活動を推進する人づくりや組織づくり、活動の機会や場所の提供など、地域福祉力を向上し、地域でともに支え合うことができるまちづくりが課題となっています。

施策の内容

1 核となる地域福祉活動拠点の整備

子どもから高齢者まで、だれもがさまざまな体験や活動を通して相互のふれあいや交流を深めることができるとともに、高齢者や障害者などの社会参加の促進や、地域福祉、ボランティア活動等の推進拠点となる施設を整備します。

また、地域での活動拠点として、公民館等の公共施設の利用促進を図ります。

<主な事業>

- (仮称) 総合福祉会館施設整備事業

2 地域福祉を担う人材育成

地域での自主的な活動を促進するために、地域福祉活動の推進役や担い手となる人材を育成します。

<主な事業>

- 地域福祉推進事業 (人材養成)

第1編
序論

第2編
基本構想

序章

重点
プロジェクト

第1章
環境にやさしい
まちづくり

第2章
住んで良かった
と思えるまちづくり

第3編
基本計画

第3章
豊かな生活を
実現できるまちづくり

第4章
安全・安心な
まちづくり

第5章
やさしいふれあい、
支え合いのまちづくり

第6章
交流と活力の
あるまちづくり

第7章
計画推進の
ために

資料編

3 各地域での地域福祉活動支援

地域福祉の推進を目的とした各種事業を実施する社会福祉法人磐田市社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉を推進する地域住民による団体の活動を支援します。

<主な事業>

- 社会福祉協議会支援事業
- 地域福祉推進事業【再掲】（地区社協の支援）

4 地域福祉活動の啓発

地域福祉に対する意識を高めるため、講演会の開催や活動実践者による情報交換の場を設けるとともに、地域での活動事例等の情報を提供します。

<主な事業>

- 地域福祉推進事業【再掲】（地域福祉活動の啓発）

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
地域における地域福祉推進組織の設置数	概ね小学校区を範囲とする地域住民による地域福祉推進組織の設置数	9 地区	17 地区	21 地区
ボランティア活動への参加者数	ボランティア活動保険に加入した人数/年	3,586人	4,100人	4,600人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

地域においては、地域福祉推進の核となる地域住民組織を立ち上げていきます。

行政においては、地域での福祉活動を市全体に広めていくために、地域で地域福祉活動を実践している団体の代表者等からなる「ともに支え合う地域づくり推進会議」を開催し、情報交換や情報提供をしていきます。また、地域福祉計画の進行管理や地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉推進会議」を設置します。

【協働の考え方】

地域のさまざまな生活課題を、地域住民、社会福祉協議会等の事業者などと協働して解決していく仕組みを、全市において展開していきます。

【市民と行政の役割】

市民は、地域福祉活動の主体として地域での取り組みに積極的に参画します。行政は、市民の地域福祉活動を支援します。

第5章

子育て環境の整備

2

安心して子どもを産み育てることができる社会を目指して、多様な保育サービスの充実と地域や企業による子育て支援を進め、子育てしやすい環境整備と子どもの健やかな成長を推進します。

現状と課題

すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指し、「子育て支援計画（エンゼルプラン）」を策定し、子育て支援センターや子育てサロンなどでさまざまな子育て支援策を実施・推進してきました。しかし、全国的に少子化はますます進み、出生率も低下したことから、平成15年に制定された少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、国・県・市町村及び民間企業が行動計画を策定し、少子化対策に取り組んでいます。

本市でも、平成17年度から26年度までの10年間における「次世代育成支援行動計画」を策定し、推進会議を設置して子育て支援策に取り組んでいるところです。子育て支援は地域ぐるみで取り組むことが重要であり、子育て支援システムの構築が課題となっています。そのためには、市民や事業者の力を結集し、子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。

施策の内容

1 地域における子育て支援

地域や企業における子育て支援サービスの充実と民営化など保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援のネットワークづくりなど子どもの健全育成を進めます。

<主な事業>

- 子育て支援センター運営事業
- 子育て相談員派遣事業
- 親教育講座開催事業
- 民間認可保育園施設等整備費補助事業

2 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し等を進め、仕事と子育ての両立支援を推進します。

- <主な事業>
- ファミリーサポートセンター運営事業
 - 乳幼児一時預かり事業
 - 放課後児童クラブ運営事業

3 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取り組み

児童の虐待防止対策及び療育事業の充実を図るとともに、母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立のために、手当の給付や就労支援等を進めます。

- <主な事業>
- 児童虐待防止事業
 - 発達障害児支援事業【再掲】（療育の充実）
 - 母子家庭自立支援費給付事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
子育て支援サービスに関する満足度	市民意識調査で「子育て支援サービス」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	45%	60%	80%
保育園の待機児童数	保育園の入園が待機となっている児童数	73人	0人	0人
ファミリーサポートセンター会員数	依頼会員・援助会員・両方会員の合計数	353人	550人	800人

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、磐田市次世代育成支援推進会議を設置し、磐田市次世代育成支援行動計画に基づく施策の評価を行います。第2段階として、推進会議の評価に基づく新たな事業を展開します。第3段階として、社会全体で子育てを支えるためのネットワークを確立します。

【協働の考え方】

次世代育成支援は、市民参画による協働体制を確立します。また、地域の子育てボランティア等による地域ぐるみの子育て支援を推進します。

【市民と行政の役割】

市民は、次世代育成支援の重要な担い手として計画の策定や、子育てボランティア等の活動に参画し、行政は、子育てを支える市民の活動をサポートします。

第5章

高齢者福祉の推進

3

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるように、高齢者の介護予防、健康づくりや生きがいを推進するとともに、生活支援サービスの充実を図ります。

現状と課題

介護保険制度は施行後7年が経過し、サービス利用は倍増するなど、わが国の高齢期を支える制度として定着してきました。しかしながら、平成27年(2015年)には第一次ベビーブーム世代が高齢者となり、超高齢社会もピークを迎えるため、高齢者の生活機能の低下を防止し、生活機能を維持・向上させるため介護予防の推進や保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えることとなります。

また、認知症高齢者が、今後ますます増加すると見込まれ、認知症高齢者に対応したケアの確立が重要となっています。

このようななか、介護保険制度については、持続可能な制度とするため、適切な運営が求められています。

高齢社会の問題は複雑多岐にわたりますが、行財政の効率的な運営、責任範囲の明確化と民間活力の利用などに努め、市民のニーズを的確に把握し、超高齢社会に備えての条件整備を推進していくことが重要になっています。



施策の内容

1 生きがいきつくりと自立の促進

要支援・要介護状態にならないための介護予防、高齢者の自立支援を進めるとともに、高齢者の生きがいきつくりのために老人クラブ活動や就労支援などを進めます。

<主な事業>

- 介護予防特定高齢者通所型事業（かくしゃくだ脳教室）
- 介護予防一般高齢者対象事業（転倒予防教室）
- 老人クラブ支援事業
- 敬老会開催事業

2 予防、介護サービスの充実

社会福祉法人、民間事業者等、多様な主体に介護予防、介護サービス参入を働きかけ、サービスの質、量の確保を行うとともに、サービス利用者が安心して適切なサービスを選択できる体制づくりを進めます。

<主な事業>

- 介護保険サービス給付事業

3 地域の暮らしを支えるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、必要な在宅サービスの充実や適切なサービスが受けられる相談機能の展開、高齢者を地域で包括的に支える体制づくりを進めます。

<主な事業>

- 家族介護・自立生活支援事業（食の自立支援）
- 地域包括支援センター運営事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
介護予防事業の効果による認定者の減少数	介護予防事業実施前の見込認定者数－介護予防事業実施後の見込認定者数	0人	481人	569人
高齢者福祉サービスに関する満足度	市民意識調査で「高齢者福祉サービス」が満足・まあ満足と回答した市民の割合	50%	55%	60%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

日常生活圏域（中学校区）ごとに地域包括支援センターを設置し、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための保健、福祉、医療の連携や、地域資源をつなぐネットワークづくりを進めるとともに、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で地域の特性、実情にきめ細かく対応した地域密着型の多様な介護・介護予防サービスが受けられるよう、ニーズに応じたサービス基盤の確立を進めます。

【協働の考え方】

民生委員や介護予防活動を進める地域のボランティア等と連携して、要援護者等の把握に努め、誰もが適切なサービス提供を受けられる地域ケア体制を市民と行政、関係事業者の協働で進めます。

【市民と行政の役割】

高齢者は、豊かな経験や技術を活かし、社会活動に積極的に参加し、世代を超え、ともに学びあう場を提供するための人材ネットワークづくりを進め、行政は、その参加や活動をサポートします。

第5章

障害者福祉の推進

4

障害者が地域社会の一員として自立して暮らせるように、障害者福祉サービスや施設の充実とともに、地域社会への参加や就労への支援、市民への啓発を推進します。

現状と課題

病気や事故等による中途障害者が増加傾向にあることに加え、障害のある方やその保護者の高齢化が進むなど障害のある方を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。

また、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害のある方が自立した地域生活を送るために必要なサービス提供の仕組みや、負担割合等が定められました。

こうしたなか、障害のある方がともに社会を構成する一員として、生き生きとした生活が送れるように、相談機能の充実や障害者計画に基づき、障害の種別や程度に沿ったきめ細やかな障害者福祉施策を講じるとともに、市民・事業者・行政が一体となり、障害のある方が地域の中で暮らしていける社会づくりを推進していく必要があります。

施策の内容

1 相互理解と交流の促進

障害のある方への正しい知識や理解を深めていく施策を展開するとともに多様な交流活動の促進に努めます。

- <主な事業>
- 障害者施策推進事業

2 福祉サービスの充実

自立支援給付や地域生活支援事業を中心としたサービスの提供をしていきます。

- <主な事業>
- 障害者自立支援医療・補装具給付事業
 - 在宅障害者援護事業【再掲】
 - 障害者福祉サービス事業
 - 障害者地域生活支援事業
 - 障害者福祉施設整備費補助事業

3 教育・就業・文化活動の促進

保育・教育体制の充実と自立した生活を送るための障害者自身の働く場の確保、生活の質の向上や生きがい確保のための文化活動等への参加の促進を進めます。

<主な事業>

- 発達障害児支援事業
- 在宅障害者援護事業
- 障害者施設・団体等運営費等助成事業
- 障害者福祉サービス事業【再掲】

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
障害のある方への理解度	アンケート（健常者）のなかで、心身に障害を持つ人たちに対して非常に関心がある、関心があると回答した市民の割合	70%	74%	75%
障害者の就労の場確保率	アンケートのなかで、就労を希望しながら就労の場がないと回答した市民の割合	12%	10%	9%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

障害のある方が、地域の一員として生き生きと生活するに当たっては、健常者と相互に理解と交流を深める必要があります。誤解や偏見などの「こころの壁」を取り除くため、広報活動、交流活動、ボランティア活動を推進します。

【協働の考え方】

障害者施策を推進するに当たっては、市民や事業者の理解と協力が必要であり、また、地域の自発的で創造的な活動が欠かせません。協働の理念のもと市民と行政がお互いの役割分担のなかで施策を推進します。

【市民と行政の役割】

市民は障害者への理解を深め、社会参加の機会をつくります。行政は啓発や市民による活動を支援します。

第5章

健康づくりの推進

5

市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、自分の健康は自分で守るという意識啓発に努め、妊娠期及び乳幼児期からの健全な発達・発育への支援を進めるとともに、生活習慣病予防のための施策を推進します。また、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むための食育を推進します。

現状と課題

高齢化の進展や自然環境、社会環境の変化に伴うさまざまな健康阻害要因が増大しています。特に、生活習慣が原因となる疾病を持ちながら生活している人々が多くなり、予防を中心とした健康管理体制の確立が必要となってきました。飽食のなか、栄養の偏り、不規則な食事など食をめぐるさまざまな問題が子どもにまで悪影響を及ぼしています。

国では、国民健康づくり運動として「健康日本21」を策定し、さらに「健康増進法」が制定されました。本市では、糖尿病の有病率、医療費とも急激に増えています。これを受けて、生活習慣病予防に重点をおいた、「健康いわた21」を策定しました。

今後、市民が主体となった自主的な健康づくり活動を活性化することにより、乳幼児期から高齢期までの各年代における健康の維持増進を図ることが重要となります。

また、医療制度改革に伴い、医療保険者に健康診査や保健指導の実施が義務づけられることから、国民健康保険事業においても体制整備を図っていくことが必要です。



施策の内容

1 健康づくりの推進

子どもから大人までの一貫した健康教育の充実に努めるとともに、スポーツ活動やコミュニティ活動との連携を図り生活習慣の改善や体力づくりを推進します。

食育支援ネットワークづくり、食環境づくりのため食育関係機関の体制整備を図り、食育活動を推進します。

<主な事業>

- 食育推進事業
- 筋力向上事業

2 保健予防活動の充実

母子健康管理の充実及び生活習慣病予防のため、各世代の健康診査・健康相談・事後指導等の充実を図ります。また、ストレス社会に対応できる、こころの健康づくりを推進します。

<主な事業>

- 健康診査事業（特定健康診査事業）
- 健康教育事業
- 健診事後相談事業（特定保健指導事業）
- 妊婦・乳幼児保健相談事業
- 幼児健康診査事業（乳幼児相談・健診でのフッ化物塗布・洗口）
- 母子栄養管理事業
- 母子歯科保健事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
成人の肥満割合	BMI（身長と体重から判断する体格指数）25以上の人数／40～64歳の健診受診者数	男22.2% 女16.0%	20% 13%	17% 10%
子どものむし歯の本数	12歳児の一人当たりむし歯の本数	1.36本	1.3本	1本以下

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、市民が健康で暮らせるように、健診や教室、生活習慣病予防等に関する情報を積極的に提供し意識の啓発を図ります。第2段階として、健診や事後相談等利用しやすい体制の充実を図ります。第3段階として、関係機関の連携を強化し、地域のネットワークを図ります。

【協働の考え方】

各地域の健康づくりボランティアである保健委員、健康づくり食生活推進協議会等の地域活動を支援するとともに、医師会等関係機関の連携を強化し、市民の主体的な健康づくりを推進します。

【市民と行政の役割】

市民は健診や事後相談等を積極的に活用し、自分の身体の状況を知り、健康管理に努めます。行政は情報提供や健診・事後相談業務を充実するとともに、各地区保健センターや関係行政機関との連携を強化し、地域活動を支援します。

第5章

地域医療体制の充実

6

安心して地域の医療サービスが受けられるように、市立総合病院とかかりつけ医による地域連携の医療体制を構築するとともに、急性期医療などの高度な医療サービスや市南部の地域医療体制を確立します。

現状と課題

国では、超高齢社会の到来、急速な少子化の進行、疾病構造の変化等、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、医療制度改革に取り組んでいます。地域医療の現場では、住民の医療ニーズの多様化、医師・看護師不足等、さまざまな課題へ対応するため、医療機関のあり方に変革が求められています。

このため、市立総合病院の役割を「急性期から慢性期までの幅広い医療サービスの提供者」から「高機能で専門化した急性期医療の提供者」に変革するとともに、身近な医療の提供者である地域の診療所等との連携強化による「地域完結型の医療体制の構築」が必要です。

また、救急医療体制の現状を踏まえ、市南部の地域医療体制の確立や公共交通基盤の整備など、地域保健医療計画などに基づいた医療施設や地域医療体制の総合的な整備が必要です。

施策の内容

1 市立総合病院の機能整備

市民に、より安全で、より質の高い医療サービスを提供するため、医師、看護師等の医療スタッフの確保・充実と関連施設、設備等の拡充により、市立総合病院の急性期医療機能の高度化を図ります。

<主な事業>

■ 市立総合病院機能強化推進事業

2 地域医療連携体制の構築

市民の最も身近な医療の担い手である「かかりつけ医」と急性期医療の担い手である「市立総合病院」との地域医療連携体制を構築します。

<主な事業>

- 市立総合病院地域医療連携推進事業
- 市立総合病院電子カルテシステム導入事業

3 救急医療体制の充実

二次救急医療機関である市立総合病院との連携や地域の救急医療体制の充実を図るとともに、南部地域の救急医療体制整備を推進します。

<主な事業>

- 南部救急医療機関整備事業
- 夜間急患センター運営事業
- 休日等在宅当番医事業

目標指標

指標名(めざそう値)	指標の定義	現状	H23	H28
入院患者の早期社会復帰度	入院患者の平均在院日数	18日	14日	14日
地域医療連携の充実度	かかりつけ医からの紹介率 かかりつけ医からの初診の紹介患者等の人数/ 市立総合病院の初診の患者等の人数	33%	60%	60%

施策の進め方

【施策の展開シナリオ】

第1段階として、医師、看護師等の確保と急性期機能の強化による医療の質の向上を図ります。

第2段階としては、地域の診療所、療養型医療機関等との連携強化を図り、市民の「かかりつけ医」の利用を促進します。

第3段階としては、市立総合病院と地域の医療機関の機能分担と連携による「地域完結型の医療体制の構築」を図ります。

また、市南部の地域医療体制の確立を推進するため、磐田市南部救急医療機関整備検討委員会において、医療体制等について検討し、その後、南部救急医療機関整備基本構想・基本計画等を策定します。

【協働の考え方】

市立総合病院の急性期医療機能と他医療機関のリハビリテーション等、専門的な機能の連携により、市民により質の高い医療を提供します。

【市民と行政の役割】

市民は、市立総合病院のより良い環境づくりのためボランティアとして参画します。また、生活習慣病、がん等の早期発見のため積極的に健診等を受診します。市立総合病院は、病気の治療のため高度な医療技術の活用、かかりつけ医等との連携を強化し、市民の健康回復、維持・増進に貢献します。